個人用

フィールタウンカード

規約・規定集

トヨタファイナンス株式会社

この規約・規定集をよくお読みいただき、内容をご了承のうえ、カードをご利用ください。

― フィールタウンカード会員特約 ―

第１条（本特約に定めるカード）

本特約に定めるクレジットカードは、株式会社フィールコーポレーション（以下「フィール」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）が提携して発行するフィールタウンカード（以下「本カード」という）といいます。

第２条（本カードの会員）

本カードの会員（以下、家族会員を含めて「会員」という）となるのは、本特約ならびクレジットカード会員規約およびこれに付帯する諸特約・諸規定（以下これらを総称して「会員規約等」という）を承認の上、入会の申込みを行われた方で、フィールおよび当社が入会を認めた方をいいます。

第３条（本カードのサービス）

1. フィールは、所定の方法により、会員に対するポイントサービスその他独自のサービス・特典を提供します。
2. 当社は、本特約および会員規約等の定めるところにより、会員に対し各種のクレジットカードサービスを提供します。

第４条（支払期日）

本カードにおける支払期日は、毎月２日（当日が金融機関休業日である場合は翌営業日）となります。

第５条（個人情報等の収集・利用・提供等に関する同意）

1. 会員（第４項においては、入会申込者も含む）は、自己の個人情報（会員規約等に定める属性情報、契約情報および取引情報ならびにフィールが入会申込に際して収集するアンケート情報）およびその他の情報の取扱いに関し、本条に定める内容に同意します。
2. フィールは、第１項に定める個人情報を以下の目的の範囲内で自ら利用する場合があります。
   ［目的］　フィールは、会員管理、各種サービスの円滑な提供、フィールの事業において取り扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・ｅメールの送信等の方法によりご案内すること、およびポイントサービスを円滑に実施すること。
3. フィールおよび当社は、以下の目的のために、会員の個人情報を相互に交換し、これを利用する場合があります。
   ［目的］　クレジットカードの発行・管理、各種サービスの円滑な提供、会員に対する与信業務（途上与信を含む）および債権管理業務に利用するため。
4. 当社は、本カードの入会申込に対する本カード発行の可否（その理由は除く）および発行後の退会・解約の事実（その理由は除く）について、フィールに通知します。

第６条（個人情報に関する会員の権利）

会員は、会員規約等に定めるところに準じて、フィールに対し、本特約第５条第１項の自己の個人情報について以下の請求をすることができます。

①本特約第５条第２項に規定する宣伝印刷物の送付・ｅメールの送信等に対する中止の請求

②当該個人情報の開示・訂正・削除の請求

第７条（個人情報に関するお問い合わせ先）

フィールにおける前条の請求その他のお問い合わせについては下記までお願いします。

［対応部署］　タウンカード事務局
［住　所　等］　〒466-0064
愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番６号
TEL 052-872-2116（代表）

第８条（本特約に定めのない事項）

本特約に定めのない事項については、会員規約等が適用されるものとします。

― クレジットカード会員規約 ―

第一章　＜一般条項＞

第１条（本人会員および家族会員）

1. 本人会員とは、本規約を承認の上、トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）に対し所定の方法により会員の区分を指定して入会の申込を行われた方で、当社が適格と判断して入会を認めた方をいいます。
2. 家族会員とは、本人会員が、本規約に基づくカード利用を行う一切の権限を授与した家族で、本人会員と同様に本規約を承認の上入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。なお、家族会員はカード管理上の責任に基づく債務について責任を負うものとします。
3. 本人会員は、家族会員に対し、本人会員に代わって本規約に基づくカード利用を行う一切の権限（以下「本代理権」という）を授与するものとします。本人会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第 17 条所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできないものとします。
4. 本代理権の授与に基づき、家族会員によるカード利用は全て本人会員の代理人としての利用となり、当該カード利用に基づく一切の支払債務は本人会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。なお、本人会員は家族会員が第 28 条第 1 項各号に現在および将来にわたっても該当しないことおよび同条第 2 項各号に該当する行為を行わないことを確約します。また、本人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員に本規約を遵守させるものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、当社に対して責任を負うものとします。
5. 本人会員と家族会員の両者を併せて会員といいます。
6. 会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立するものとします。
7. 会員の保有するカードにグレードによる区分がある場合、会員グレードの区分に応じてカードの利用できる範囲・利用可能枠等のサービス内容が異なります。

第２条（カードの貸与と取扱）

1. 会員に貸与されるカードには、申込に際して会員が選択し、あるいは当社が指定する国際ブランド（以下「国際ブランド」という）の機能が付帯されるものとし、本規約中、国際ブランドの機能に関する規定は、それぞれの国際ブランド付帯カードに対して適用されるものとします。
2. 当社は会員本人に対して、当社が適当と認めるカードを発行し貸与します。カードの所有権は当社に帰属します。
3. 会員は当社からカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自己の署名を行わなければならないものとします。
4. カードはカード上に表示された会員本人のみが利用することができます。
5. 会員は、貸与されたカードを善良なる管理者の注意をもって使用・保管し、カード上に表示された会員本人以外の者（以下「他人」という）に、譲渡・質入その他の担保提供・貸与・寄託等のためにカードの占有を移転することはできないものとします。ただし、当社がカードの返却を求めた場合は、会員はこれに応じるものとします。
6. カード上には、会員番号・会員氏名・有効期限等が表示されるものとし、会員はこれらの表示事項を他人に使用させてはならないものとします。
7. 会員が本条第 3 項から第 6 項のいずれかに違反し、カードまたはカードの表示事項が他人に使用されたときは、その利用代金の支払はすべて本人会員が負担するものとします。

第３条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は当社が指定するものとし、カード上に表示した月の末日までとします。
2. 当社は、カードの有効期限までに退会の申し出がなく、かつ当社が引続き会員として適当と認めた会員に対して、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を送付します。
3. 会員は、更新カードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードを利用期限到来の有無にかかわらず、会員の責任において、切断する等利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。
4. カードの有効期限前におけるカード利用に基づく債務の支払については、有効期限経過後も本規約を適用するものとします。

第４条（年会費）

本人会員は、当社に対し毎年継続して別途定める期日に当社所定の年会費を支払うものとします。なお、支払済みの年会費は、退会・会員資格取消その他理由の如何を問わず返還しないものとします。

第５条（暗証番号）

1. 会員は、自らの指定に基づいて定める暗証番号を当社に登録するものとします。ただし、会員から指定がない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合は、当社所定の方法により暗証番号を登録するものとします。暗証番号が登録されるまでの間は、利用できるカードの機能が制限されることがあります。
2. 会員は暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。登録された暗証番号が他人に知られたことにより生じた損害は本人会員において負担するものとします。
3. 会員は、当社所定の方法により暗証番号の変更を申し出ることができます。ただし、IC チップをカード券面に埋め込んだカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります。

第６条（カードの機能および取引目的）

1. 会員は、カードを利用して、当社およびカードの券面に表示されている国際ブランドの加盟店で、商品の購入とサービスの提供を受けること（以下「ショッピング」という）ができるものとします。また、会員が当社所定の方法により申込みのうえ当社が認めた会員については、カードを利用して当社から１回払の返済方式による金銭の借入（以下「キャッシング」という）ができるものとします。また、当社所定の方法により会員が申込みのうえ当社が認めた会員については、リボルビング払の返済方式による金銭の借入（以下「カードローン」という）ができるものとします。
2. 会員は、本カード取引を行う目的を当社に届け出ている場合は、ショッピング、キャッシングまたはカードローンの各機能を、その取引目的の範囲内で利用するものとします。

第７条（カードの利用可能枠）

1. カードの利用可能枠（カードローンを除くカード利用代金の未決済残高）および融資可能枠（カードローンの未決済残高）は、家族会員の利用額を含んで当社が定めた金額とします。ただし、会員が割賦販売法、貸金業法等法令の定めに該当する場合や当社が必要と認めた場合は、カードの利用可能枠および融資可能枠を任意に変更できるものとします。
2. 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠・融資可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。当社の承認を得ないで利用可能枠・融資可能枠を超過してカードを使用した場合も、本人会員は当然に支払義務を負うものとし、当社が求めたときは、当該超過金額を直ちに一括して支払うものとします。

第８条（複数枚カード保有の場合の特則）

会員が、当社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合には、すべてのクレジットカードの合計利用可能枠・合計融資可能枠は、会員が保有するクレジットカード枚数にかかわらず各クレジットカードごとに定められた利用可能枠・融資可能枠のうち最も高い額をもって当該会員の可能枠とします。ただし、それぞれのクレ

ジットカードにおける利用可能枠および融資可能枠は、各クレジットカードごとに定められた金額を限度とします。

第９条（支払の期日および方法）

1. 会員のカード利用代金および手数料等の当社に対する債務（家族会員分を含む）は、毎月５日に締め切り翌月２日（当日が金融機関休業日である場合は翌営業日。以下同じ）に、予め本人会員が届け出た金融機関の預金口座等（以下「支払口座」という）から、口座振替の方法により支払うものとします。ただし、カードの種類によっては、毎月 20 日に締め切り翌月 17 日に支払う場合があるものとし、会員は「ご利用のしおり」等のご案内書面により予め自己の支払日を確認の上カードを利用するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める場合または事務上の都合により、締切日および支払日が前項所定の期日以外の日になる場合その他上記以外の方法および上記以外の日に支払う場合があるものとします。
3. 当社が認める場合、会員は、前二項に規定する方法に加え、当社が指定する一部の金融機関が提供する即時に口座振替ができるサービスを、自らの要請に基づき利用できるものとします。この場合、会員は口座振替する日を当社が指定する日から選択するものとします。
4. 当社は、会員が複数枚のカードを保有するとき、会員とその他の契約を締結しているとき等会員との間で複数の契約があり、かつ各契約の支払期日が同一である場合には、各契約における請求を合算して行う（以下「合算請求」という）ことができるものとします。なお、合算請求した金額に対し口座振替ができなかった場合は、当社は、合算請求を行った全ての契約について支払がなかったものとして取扱うことを会員は予め承諾するものとします。
5. 会員がキャッシングおよびカードローンの支払金を支払った場合で会員から領収書発行の請求があった場合、その他法令により必要な場合を除き、当社は領収書の発行は行わないものとします。

第 10 条（外貨建利用代金の円への換算）

会員が海外においてカードを利用した場合等の外貨建による債務については、所定の売上票または伝票記載の外貨額を、国際ブランドにおいて決済処理を行った時点での当該国際ブランドの所定レートに、海外取引に関する事務手数料を加算したレートで円換算した円貨により、本人会員は当社に支払うものとします。

第 11 条（支払金等の充当順序）

本人会員の当社に対する債務の支払が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務の全額に満たない場合は、支払金の債務への充当は、当社所定の順序・方法により行うものとします。

第 12 条（支払額の確認方法）

1. 本人会員は、第９条に規定する会員の毎月の支払額については、本人会員が自ら当社所定のホームページへログインのうえ利用代金明細および利用残高（以下、「利用代金明細等」という）を確認するものとします。ただし、法令等によって書面の交付が必要とされる場合、当社は、利用代金明細等が記載された書面を本人会員の届出住所宛に送付する方法により、支払額を通知するものとします。
2. 本人会員は、前項の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第９条により指定された支払日の１週間前までに、当社へ連絡するものとします。

第 12 条の２（明細ＷＥＢ確認の利用）

1. 本人会員は、前条第１項本文の方法による利用代金明細等の確認（以下「明細ＷＥＢ確認」という）を利用するにあたっては当社所定の方法により、利用登録を行うものとします。また、本人会員は、利用代金明細等をパソコン等の端末に記録（保存）するものとします。
2. 明細ＷＥＢ確認の利用に関わるホームページ閲覧用ブラウザ及び利用代金明細等データの形式等の明細ＷＥＢ確認の利用環境は、当社ホームページ（URL：https://tscubic.com/sitepolicy/）にて指定

するものとします。なお、本人会員は、当社が事前告知なく明細ＷＥＢ確認の利用環境を変更できることに、異議を唱えないものとします。
3. 当社は、本人会員が届け出た電子メールアドレスへ、利用代金明細等の確定通知を送信します。但し、確定通知が正しく受信されないことがあった場合は、以降、確定通知を送信しない場合があります。
4. 利用代金明細等の確定時において次のいずれかに該当する場合、当社は、利用代金明細等を書面で送付をすることがあります。（１）法令等によって書面の送付が必要とされる場合（２）その他当社が利用代金明細等の書面での送付が必要と判断した場合

第 12 条の３（電子メールアドレス）

1. 明細ＷＥＢ確認に利用する電子メールアドレスには、当社が不適切と認めたメールアドレスは登録できません。
2. 明細ＷＥＢ確認に利用する電子メールアドレスは、正確に登録するものとします。
3. 本人会員は電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。
4. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、本人会員の責に帰すべき事由、本人会員が電子メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わなかった場合は、最終届出のもって電子メールアドレスにあてて当社が諸通知の内容を送信した時をもって本人会員に到達したものとみなします。
5. 当社は、本人会員の利用代金明細等が確定された旨の通知が受信できないことにより、本人会員または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。

第 12 条の４（明細ＷＥＢ確認の利用の中止等）

1. カード等の退会や、信用状況が著しく悪化した場合等において、通知なく明細ＷＥＢ確認を利用することができなくなることがあります。この場合、当社は利用代金明細等を書面で交付するものとし、本人会員は、第 12 条の５第２項の規定に従って当社所定の金額を負担するものとします。
2. 当社は、本人会員に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、明細ＷＥＢ確認を中止もしくは終了し、または内容の変更ができるものとします。

第 12 条の５（書面での交付）

1. 本人会員が、明細ＷＥＢ確認（全明細ＷＥＢ確認特約に規定する「全明細ＷＥＢ確認」を含む）の利用を希望せず、利用代金明細等を記載した書面での送付を希望する場合、当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の場合、当該本人会員は、当社に対し、利用代金明細等を記載した書面の発行手数料として、発行回数１回につき当社所定の金額を負担するものとします。ただし、法令等によって書面の送付が必要とされる場合は、この限りではありません。
3. 本人会員は、前項の発行手数料を、本人会員が承諾した会員規約に定める支払の期日および方法に従い、当社に支払うものとします。

第 12 条の６（支払額の通知および残高承認）

1. 当社は、本人会員が当社へ前条第１項に規定する届出をした場合、第９条に規定する会員の毎月の支払額を請求するときは、予め利用代金明細等が記載された書面を本人会員の届出住所宛に送付する方法により、支払額を通知するものとします。
2. 本人会員の申出があり当社が認めた場合は、前項の書面を本人会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵便物については本人会員の届出住所宛に送付されることについて会員は異議ないものとします。
3. 本人会員は、第１項の書面の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第９条により指定された支払日の１週間前まで

に、当社へ連絡するものとします。
4. 支払額の内容が年会費のみの場合、利用代金明細等を記載した書面の発送を省略することがあります。

第 12 条の 7（利用代金明細等の発行手数料負担に関する特約）

1. 次に掲げる本人会員が、第 12 条の 5 第 1 項に規定する届出をした場合等、利用代金明細等の書面での送付を受ける場合については、第 12 条の 5 第 2 項本文に規定する発行手数料を負担しないものとする。（1）生年月日が 1950 年 12 月 31 日以前の本人会員

第 13 条（費用・公租公課等の負担）

1. 当社は、本人会員が当社の提携する金融機関等のＡＴＭでキャッシングおよびカードローンを利用した場合、当該金融機関等に対するＡＴＭ利用料（法令で定める上限額を超えない範囲の金額）を負担させることができるものとします。
2. 本人会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務（キャッシング・カードローンにかかるものは除く）の弁済に要する費用を負担します。
3. ショッピングに基づき本人会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、本人会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担しまたは負担する場合には、本人会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のものを、当社に対して支払います。
4. 本人会員は、第 9 条第 3 項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数 1 回につき当社が都度提示するサービス利用料（実費相当額）を、当社に対し別に支払うものとします。
5. 本人会員は、ショッピングに基づく債務の支払遅滞等、会員の責に帰すべき事由により当社が訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,100 円（税込み）を別に支払うものとします。
6. 本人会員は、ショッピングに基づく債務について当社より書面による催告を受けた場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
7. 本人会員が当社に対して支払う費用・手数料等に対して公租公課が課される場合、または公租公課（消費税を含む）が変更される場合は、本人会員は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第 14 条（カードの紛失・盗難等）

1. カードの紛失・盗難や会員が第 2 条に違反したことにより他人にカードを使用された場合は、その利用代金は本人会員において負担するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実をすみやかに当社に届け出た上で所轄警察官署へ届出を行うとともに、当社所定の紛失・盗難に関する届け出をし、補償の適用が認められた場合は、当社が届出を受けた日の 60 日前以降に発生した損害については、当社は本人会員に対して、その支払を免除するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該カードが他人に使用されたことによる本人会員の支払は免除されないものとします。
   ①カードの紛失･盗難が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
   ②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。
   ③当社の会員規約に違反している状況において、紛失･盗難が発生した場合。
   ④カードの署名欄に会員自身の署名がない状態で損害が発生した場合。
   ⑤カードの利用の際に、登録された暗証番号が使用された場合。（第 5 条により会員が責任を負う場合）
   ⑥戦争・地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。
   ⑦会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の方法、期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査

に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。
⑧その他、会員が当社または損害保険会社の指示に従わなかった場合。
3. 会員は、前項に定める補償の適用を受けるため、カードの紛失・盗難等による損害を知った時から 30 日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察官署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を所定の方法で、当社または損害保険会社に提出するものとします。

第 15 条（カードの再発行）

カードの紛失・盗難・毀損等により会員がカードの再発行を希望した場合、当社は再発行について審査の上これを認めた場合のみカードを再発行します。この場合、本人会員は当社所定の再発行手数料を負担するものとします。

第 16 条（手数料率・利率の変更）

会員は、金融情勢その他諸般の事情の変化により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用にかかる手数料率および利率（遅延損害金率を含む）が変更されても異議ないものとします。この場合、リボルビング払による利用については、第 23 条の規定にかかわらず、変更後の手数料率および利率が、その適用日における利用残高全額に適用されることについても会員は異議がないものとします。

第 17 条（退会）

1. 会員は当社所定の方法により退会することができるものとします。この場合、直ちに会員のカードその他当社からの貸与物を返還し、カード利用代金等の当社に対する未払債務を完済したときをもって退会手続が完了するものとします。なお、退会の際に当社が求めた場合は、支払期限のいかんにかかわらず、未払債務全額を直ちに一括して支払うものとし、退会後もカードに関して生じた一切のカード利用代金等について支払の責任を負うものとします。
2. 本人会員が退会する場合は、家族会員も当然に退会するものとします。
3. 本人会員が当社所定の方法により、家族会員のカード利用の中止を申し出た場合、その申し出をもって家族会員の資格を喪失し、退会手続がとられたものとします。
4. 第 1 項にかかわらず当社がカードを返還しない対応を認めた場合、会員は、カードを切断し利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。

第 18 条（会員資格の喪失およびカードの利用停止）

1. 会員（家族会員を含む）が次のいずれかに該当した場合、当社は資格喪失の通知を発することにより、会員資格を喪失させることができ、併せて加盟店に当該カードの無効を通知することができるものとします。
①本入会申し込みに際し、あるいは入会後の各種届出に際し、虚偽の事実を申告し、または偽造もしくは変造にかかる資料を添付したとき。
②本規約のいずれかに違反したとき。
③カード利用等による支払金（第 4 条の年会費を含む）、その他当社に対する債務の履行を遅滞しているとき。
④会員の信用状態が著しく悪化し、あるいは換金目的によるショッピング利用等カードの利用状況が適当でないまたは不審であると当社が判断したとき。
⑤その他会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断したとき。
⑥会員が第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第 1 項各号の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、カード会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断したとき。
2. 会員が前項各号に該当した場合、当社は会員が保有する全てのカー

ド利用を一時的に停止する措置を講じることができるものとします。また、会員は、会員資格喪失の有無にかかわらず前項①～③号に該当する状況においてはカードを利用してはならないものとし、当該状況における利用に基づく支払債務については、直ちに一括して当社に支払うべきことを請求されても異議ないものとします。

3. 本人会員について会員資格の喪失あるいはカードの利用停止となった場合は、家族会員についても当然に同一の効果が生じるものとします。
4. 第1項または第2項に該当する場合、当社は必要に応じ、直接または加盟店・現金自動支払機等を通じてカードを回収することができるものとし、回収に要した費用は本人会員において負担するものとします。また、会員は当社または加盟店からカードの返還を求められたときはすみやかにこれに応じるものとします。
5. 会員は、退会あるいは会員資格の喪失後においても、会員として利用していたカードにかかる盗難補償に関する手続等、損害発生の防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。

第19条（期限の利益喪失）

1. 本人会員が、キャッシング、カードローンまたはショッピングの1回払（以下「キャッシング等」という）の支払金の支払いを1回でも遅滞した場合、その利用時期にかかわらず、キャッシング等の利用にかかる未払債務全額について何らの通知・催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、キャッシング等の未払債務全額を直ちに支払うものとします。
2. 会員が次のいずれかに該当した場合は、本規約に基づく債務（カードの利用時期にかかわらず）、その他当社に対する一切の債務について何らの通知・催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、未払債務全額を直ちに支払うものとします。
   ①ショッピングの2回払、ショッピングのボーナス1回払、ショッピングのボーナス2回払、ショッピング分割払またはショッピングリボルビング払の支払金の支払を遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期間内に支払いのなかったとき。
   ②自ら振出しまたは引き受けた手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
   ③保全処分（信用に関しないものは除く）、強制執行、競売等の申立を受け、または公租公課を滞納したとき。
   ④会員に対して破産・民事再生・特定調停等法律上の債務整理手続の申立があったとき。
   ⑤逃亡、失踪、または刑事上の訴追を受けたとき。
   ⑥カードを他人に貸与し、カードまたは商品について質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
   ⑦本規約以外の当社に対する金銭債務を当社の催告期限内に支払わないとき。
   ⑧会員が住所変更の届出を怠るなど、会員の責に帰すべき事由により、当社に会員の所在が不明となったとき。
   ⑨第28条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
3. 会員が次のいずれかに該当したときは、当社の請求により、本規約に基づく債務（カードの利用時期にかかわらず）、その他一切の当社に対する債務について期限の利益を喪失し、未払債務全額を直ちに支払うものとします。
   ①本規約上または当社・会員間で締結した他の契約上の義務に違反し、その違反が本規約または当該他の契約に対する重要な違反となるとき。
   ②その他本人会員の信用状態が著しく悪化したとき。
   ③会員資格を喪失したとき。ただし、ショッピングの2回払、ショッピングのボーナス1回払、ショッピングのボーナス2回払、ショッピング分割払およびショッピングリボルビング払による債務については前項各号によるものとします。

第 20 条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届け出た住所・氏名・電話番号・職業・勤務先・取引目的・支払口座等について変更のあった場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に通知しなければならないものとします。
2. 会員が前項の通知を怠った場合、当社が届出を受けている住所・氏名宛に発送したカードその他の郵便物は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、前項の通知を行わないことについて、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではないものとします。
3. 会員が、当社の発送した郵便物の受領を拒絶したときは、当該受領拒絶のときに到達したものとみなします。郵便物が不在留置期間満了のため当社に還付されたときは、留置期間満了時をもって受領を拒絶したものとみなします。

第 21 条（外国為替および外国貿易に関する諸法令等の適用）

海外でカードを利用する場合、その他当社が指定する場合、会員は、現在または将来適用される諸法令諸規約等により、許可証・証明書その他の書類の提出および海外等におけるカード利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

第 22 条（会員制付帯サービスの利用）

会員は、貸与を受けるカードに自動付帯されるサービスのうち、会員制により運営されるものについては、その入会を承認のうえカードの発行を受け、当該サービスを利用するものとします。

第 23 条（規約の変更）

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他のカード取引に係る規約・規定・特約等（本条において、以下「本規約等」という）を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め当社 WEB サイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

第 24 条（準拠法）

会員と当社との契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第 25 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地および当社の本社、支社、支店もしくは営業所の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を専属の管轄裁判所とすることに同意します。

第 26 条（個人情報の取扱）

当社がカード取引に際して収集する個人情報の取扱については、本規約とは別に定める「個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定」（後掲）に定めるところによるものとします。

第 27 条（取引時確認）

1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という）に基づく取引時確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会を断ることやカードの利用を制限することがあるものとします。
2. 本人会員は、自らが（犯罪収益移転防止法上の）次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく当社に通知しなければならないものとします。
   ①外国政府等において重要な地位を占める者（以下「外国政府高官」という）もしくは元・外国政府高官
   ②前号に掲げる者（物故者を除く）の家族

第 28 条（確約事項）

1. 会員は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
   ①暴力団
   ②暴力団員
   ③暴力団準構成員

④暴力団関係企業
⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
⑥その他上記①～⑤に準ずる者
2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた要求行為
③本契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
⑤その他上記①～④に準ずる行為

第二章　＜ショッピング条項＞

第 29 条（カードの利用方法）

1. 会員は、以下の加盟店において、カードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同一の自己の署名を行うことにより、ショッピング（商品の購入とサービスの提供を受けること）ができます。
①当社の加盟店
②国際ブランドが付帯するカードについては、券面に表示された国際ブランドまたはその提携するクレジットカード会社もしくは金融機関と契約した加盟店
2. 会員が貸与されたカードが IC クレジットカード（IC チップをカード券面に埋め込んだクレジットカード）である場合には、IC クレジットカード用端末機を設置した所定の加盟店において、売上票への署名に代えて会員自身が暗証番号を端末機等に入力することによりカードを利用することができます。また、非接触 IC チップを搭載したカードである場合には、非接触 IC チップ対応端末機を設置した所定の加盟店において、カードをかざす等所定の操作を行うことにより、ご利用金額に応じ、売上票への署名と会員自身が暗証番号を端末機等に入力することの双方を省略して、カードを利用することができます。
3. 前二項の規定にかかわらず、通信販売等の当社が認める特定の取引においては、会員は、当社が指定する方法によりカードの提示と売上票への署名の一方または双方を省略することができるものとします。
4. 通信サービス料金等の当社所定の継続的役務においては、会員は、会員番号等を事前に加盟店に登録する等の方法により、役務の提供を継続的に加盟店から受けることができます。この場合、会員は、会員番号等の変更や会員資格の喪失等カードが利用できなくなった旨を加盟店に通知するものとします。ただし、当該加盟店の要請により会員番号等の変更情報を加盟店に通知することがあることを、会員は予め承諾するものとします。
5. 会員は、以下の事項について予め承諾するものとします。
①当社または加盟店において特に定める貴金属・金券類・車両等の一部の商品・サービスについては、カードの利用が制限される場合があること。
②購入商品や提供を受けるサービスの種類あるいは利用金額によっては、カード利用に際して当社の承認が必要となり、加盟店が当社に対して照会し、当社が不適当と判断することによりカード利用を断る場合があること。また、当社が加盟店または会員に対してカードの利用状況等に関して確認する場合があること。
③加盟店が違法な内職モニター商法等の業務提供誘引販売、連鎖販売取引、および法令に違反する取引等を行っていると当社が判断した場合、カードの利用が制限されること。
④現金化、キャッシュバック、現行紙幣・貨幣の購入その他換金または融資等を目的としたカードの利用はできないこと。
⑤法令に違反する取引等にカードの利用はできないこと。
6. 会員は、ショッピング利用にかかる売上票記載金額の利用先加盟店に対する支払を当社に委託するものとします。

第 30 条（商品の所有権）

会員は、カード利用により購入した商品の所有権が、当社が利用先加盟店に対して会員から支払委託を受けた金額を支払ったことにより利用先加盟店から当社に移転し、当該商品にかかる支払金を完済するまで当社において留保されることに同意するものとします。

第 31 条（カード割賦利用可能枠）

1. 2 回払・分割払・ボーナス 1 回払・ボーナス 2 回払・リボルビング払によるカード利用の可能枠（以下「カード割賦利用可能枠」という）は、第 7 条のカードの利用可能枠の範囲内で当社が定めた金額とします。ただし、当社が必要と認めた場合は、カード割賦利用可能枠を任意に増額または減額することができるものとします。なお、カード割賦利用可能枠を設定されていない会員については、カード割賦利用可能枠に該当する支払方法を利用することができません。
2. 会員は、カード割賦利用可能枠を超過してカードを利用した場合、当社の請求に応じて当該超過額を一括して支払うものとします。この場合、一括払となる債務は当社所定の順序により決定するものとします。

第 32 条（ショッピング利用代金の支払方法の指定）

1. ショッピング利用代金の支払方法は、1 回払・2 回払・分割払・ボーナス 1 回払・ボーナス 2 回払・リボルビング払のうちから、会員がカード利用の際に指定するものとし、指定がない場合には 1 回払を指定したものとみなします。ただし、1 回払以外の支払方法については、付帯ブランドの種類あるいは加盟店によっては指定できない場合があります。
2. 海外でカードを利用した場合は、原則として 1 回払とします。ただし、会員から利用の前に予め申出があり、かつ当社が認めた場合には、リボルビング払による支払を指定できるものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、会員は、以下の方法によりショッピングの利用代金の支払方法を指定することができるものとします。
   ①会員の申出があり当社が認めた場合は、以後のカード利用代金の支払方法を、当社が指定する一部の取引を除いてすべてリボルビング払とすることができるものとします。ただし、この場合も会員がカード利用の際に 2 回払・分割払・ボーナス 1 回払・ボーナス 2 回払を指定したときは、当該指定された支払方法によるものとします。
   ②当社が別途定める期日までに、会員の申出があり当社が認めた場合は、当社が指定する一部の取引・支払区分を除いて、別の支払区分を指定したショッピング利用代金全額を分割払・リボルビング払に変更することができるものとします。この場合、カード利用の際または当社所定日に分割払・リボルビング払の指定があったものとして取扱うものとします。

第 33 条（1・2 回払およびボーナス払による支払）

1. 会員が 1 回払を指定した場合は、当該利用代金を、第 9 条に定めるところに従い、次回支払日に一括して支払うものとします。ただし、事務上の都合により、次回支払日以降の支払になる場合があることを会員は予め承諾するものとします。
2. 会員が 2 回払を指定した場合は、当該利用代金を、第 9 条に定めるところに従い次回と次々回の 2 回の支払日に分けて 2 分の 1 ずつ支払うものとします（支払期間 2 ヶ月、手数料不要）。ただし、付帯ブランドの種類あるいは加盟店によっては 2 回払を利用できない場合があります。なお、支払金の単位は 1 円とし、支払金を 2 分割した際に 1 円未満の端数が生じた場合は初回支払月に 1 円を加算するものとします。

   ＜具体的算定例＞　（お支払の目安）

   利用代金 5 万円、6 月利用、2 回払い（8 月・9 月）、手数料不要の場合

   ◇ 2 回払い手数料　　手数料不要
   ◇支払総額　　50,000 円
   ◇各月のお支払い額　　50,000 円÷2 回＝25,000 円

・初回（8月）　　：25,000円
・2回目（9月）　　：25,000円

※各回のお支払金の単位は1円とし、端数が生じた場合の調整額は初回支払金に加算するものとします。

3. 会員がボーナス1回払を指定した場合は、当該利用代金を、締切日以降最初に到来する夏期または冬期の当社所定の支払月に一括して支払うものとします（手数料不要）。ただし、付帯ブランドの種類あるいは加盟店によっては利用できる期間・金額・支払月等が制限される場合があります。

お取扱期間	お支払い月
12月21日～6月20日	8月
7月21日～11月20日	翌年1月

利用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
支払月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	1月	1月	1月	1月	1月	8月
支払回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
支払期間	7ヶ月	6ヶ月	5ヶ月	4ヶ月	3ヶ月	2ヶ月	6ヶ月	5ヶ月	4ヶ月	3ヶ月	2ヶ月	8ヶ月
実質年率	手数料不要											

＜具体的算定例＞　（お支払の目安）
利用代金5万円、12月利用、ボーナス1回払い（翌年8月）、手数料不要の場合
◇ボーナス1回払い手数料　手数料不要
◇支払総額　50,000円
◇支払月のお支払い額　翌年8月に50,000円をお支払

4. 会員がボーナス2回払を指定した場合は、下記のとおり当該利用代金に手数料を加算した金額の2分の1ずつを、締切日以降最初に到来する夏期および冬期の当社所定の支払月にそれぞれ支払うものとします。ただし、付帯ブランドの種類あるいは加盟店によっては利用できる期間・金額・支払月等が制限される場合があります。なお、支払金の単位は1円とし、支払金を2分割した際に1円未満の端数が生じた場合は初回支払月に1円を加算するものとします。

お取扱期間	お支払い月
12月21日～6月20日	8月と翌年1月
7月21日～11月20日	翌年1月と8月

利用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1回目支払月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	1月	1月	1月	1月	1月	8月
2回目支払月	1月	1月	1月	1月	1月	1月	8月	8月	8月	8月	8月	1月
支払回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
支払期間	12ヶ月	11ヶ月	10ヶ月	9ヶ月	8ヶ月	7ヶ月	13ヶ月	12ヶ月	11ヶ月	10ヶ月	9ヶ月	13ヶ月
実質年率	3.80	4.23	4.80	5.54	6.55	8.02	3.80	4.23	4.80	5.55	6.58	3.43
利用代金100円あたり手数料金額（円）	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00

＜具体的算定例＞　（お支払の目安）
利用代金5万円、6月利用、ボーナス2回払い（8月・翌年1月）、実質年率8.02%の場合
◇ボーナス2回払い手数料
50,000円×(3.00円÷100円)＝1,500円
◇支払総額　50,000円＋1,500円＝ 51,500円
◇各月のお支払い額　51,500円÷2回＝25,750円

・初回（8月）　　：25,750円
・2回目（翌年1月）：25,750円

※各回のお支払金の単位は1円とし、端数が生じた場合の調整額は初回支払金に加算するものとします。

第34条（分割払による支払）

1. 会員が分割払を指定した場合、支払回数・支払期間・実質年率・分割払手数料は下記の通りとなります。ただし、付帯ブランドの種類あるいは加盟店によっては分割払を指定できない場合があり、利用できる最低金額についても支払回数に応じて指定されることがあります。

支払回数	支払期間	実質年率（%）	利用代金100円あたりの手数料金額（円）
3	3ヶ月	15.00%	2.52
5	5ヶ月		3.79
6	6ヶ月		4.42
10	10ヶ月		7.01
12	12ヶ月		8.31
15	15ヶ月		10.29
18	18ヶ月		12.30
20	20ヶ月		13.65
24	24ヶ月		16.37
30	30ヶ月		20.54
36	36ヶ月		24.80

※ボーナス併用払の場合、利用代金100円あたりの分割払手数料金額は、上記と異なります。

2. 分割払における月々の支払金額は、前項に定める実質年率により、利用代金・支払期間に応じ年金利回法を用いて算出した金額となり、当該金額に支払回数を乗じた金額が支払総額となります。ただし、月々の分割支払金の単位は1円とし、端数が発生した場合の調整額は初回支払金に加算するものとします。なお、均等払いにおけるお支払の目安となる金額は、上記一覧表中の利用代金100円あたりの手数料金額を用いて以下のとおり算出することができます。

＜具体的算定例＞　（お支払の目安）
利用代金5万円、10回払（15.00%）の場合
◇分割払手数料　：50,000円×(7.01円÷100円)＝3,505円
◇支払総額　　：50,000円＋3,505円＝ 53,505円
◇月々の支払金：53,505円÷10回＝5,350円（初回5,355円）

3. 会員がボーナス併用で分割払を指定した場合、ボーナス支払月は夏期および冬期の当社所定の月とし、最初に到来したボーナス支払月よりボーナス月の支払を行うものとします。ボーナス併用可能回数は、支払回数に応じて制限される場合があります。また、ボーナス月支払額は、1回当たりの利用代金の50.00%以内で当社が定める金額をボーナス併用回数で均等分割して算出し、端数が発生した場合は初回支払金に加算するものとします。

第35条（リボルビング払による支払）

1. 会員がリボルビング払を指定した場合、当該利用分を含む毎月の支払金額は、第9条に定める締切日におけるリボルビング利用残高に応じて、次項記載の方式およびコースのうちから当社所定の方法により会員が選択した方式およびコースに定める金額（以下「弁済金」という）とします。弁済金には、第9条に定める毎月の締切日（5日または20日）におけるリボルビング利用残高に対して、月利方式により1.25%を乗じた額（1円未満の端数は切り捨て）の手数料（実質年率15.00%）が含まれるものとします。ただし、手数料が弁済金を上回った場合、発生した当該手数料全額を弁済金とするものとします。
2. 前項に定めるリボルビング払の支払コースは以下のとおりとしま

す。

支払方式・コース		利用残高ごとの弁済金	
		10 万円以下	10 万円超 10 万円毎の加算金額
残高スライド方式	Aコース	5,000 円	5,000 円
	Bコース	10,000 円	5,000 円
	Cコース	10,000 円	10,000 円
	Dコース	15,000 円	15,000 円
	Eコース	20,000 円	20,000 円
定額方式		5,000 円以上 5,000 円単位で任意の金額（当社所定の場合は、これと異なる金額となります。）	

※当社所定の場合または会員からのコース選択がない場合は残高スライド方式のAコース等所定の支払コースによるお支払いとなります。

＜具体的算定例＞

利用残高 10 万円、弁済金 5 千円

月利 1.25%（実質年率 15.00%）の場合

◇手数料充当分：100,000 円×1.25%＝1,250 円

◇元本充当分　：5,000 円－1,250 円＝3,750 円

3. 次のいずれかに該当する場合は、当該金額をそれぞれ弁済金とします。

①締切日のリボルビング利用残高に手数料を付加した額が所定の弁済金に満たない場合は、リボルビング利用残高に手数料を付加した全額。

②会員からボーナス増額払の申出があり、当社が承認した場合のボーナス指定月は、会員が指定した加算額を所定の弁済金に加算した金額。

③会員から支払コースの変更およびボーナス増額払の追加指定あるいは加算額の変更の申出があり、当社が承認した場合は、それぞれ変更後の金額。

4. リボルビング利用残高については、第 9 条所定の支払方法の他、当社所定の方法により随時に繰上げて返済することができるものとし、この場合の繰上げて返済した金額に対する手数料は、当該返済時以降最初に到来する支払日に返済されたものとして計算されます。ただし、新規利用分で初回支払日が到来していない残高については、当社の事務処理の都合上、繰上げ返済ができない場合があります。また、繰上げ返済を行った場合、当社所定日に支払金額が計算されるものとします。

5. リボルビング払の手数料が変更になった場合、当社は本規約の定めにかかわらず変更の前後で異なる手数料率を適用することができるものとし、本規約に定める他、利用時期の早いものから債務への充当を行うものとします。ただし、法令に定める場合その他当社所定の場合を除くものとします。

第 36 条（遅延損害金）

1. 本人会員は、2 回払、分割払、ボーナス 1 回払、ボーナス 2 回払、およびリボルビング払の支払金の期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失日の翌日から完済日に至るまで、当該支払金の残金全額に対して「法定利率×365÷366（その割合に 0.01%未満の端数があるときは、これを切り捨てる）」を乗じた額（1 年を 365 日とする日割計算。以下同じ）の遅延損害金を当社に支払うものとします。また、1 回払（第 4 条の年会費を含む）による利用分については、当該支払金の残金全額に対して年 14.60% を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

2. 本人会員は、ショッピングの支払金（第 4 条の年会費を含む）の支払いを遅滞した場合（前項の期限の利益を喪失した場合を除く）には、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該遅滞金額に対し年 14.60% を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。ただし、2 回払、分割払、ボーナス 1 回払、ボーナス 2 回払、およびリボルビング払による利用分については、当該遅延損害金は当該支払

金の残金全額に対し、「法定利率×365÷366（その割合に0.01%未満の端数があるときは、これを切り捨てる）」を乗じた額を超えないものとします。

第37条（早期完済等）

当社が承認のうえ、会員が分割払およびボーナス2回払における支払期日未到来のショッピング利用代金の残金の全部または一部を一括弁済する場合には、支払期日未到来の分割払手数料について７８分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出した額を会員に払戻すものとします。なお、一括弁済日が第9条所定の支払日でない場合は、最初に到来する支払日に一括弁済されたものとして計算するものとします。また、一括弁済された金額が残金の一部にとどまる場合には、その充当は当社所定の順序によるものとします。

第38条（商品の点検）

会員は、商品の引渡を受けたときは速やかに現物を点検するものとします。

第39条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員は、見本・カタログ等により申込をした場合において、引き渡された商品・権利または提供を受けた役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、加盟店に当該商品・権利または役務の交換・再提供を申し出るかまたは売買契約・役務提供契約の解除ができるものとします。なお、売買契約・役務提供契約を解除した場合、会員は速やかに当社に対してその旨を通知するものとします。

第40条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、2回払、分割払、ボーナス1回払・ボーナス2回払、またはリボルビング払により購入した商品・権利または提供を受けた役務（なお、権利については、割賦販売法に定める指定権利に限るものとし、以下「商品等」という）について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、支払を停止することができるものとします。
   ①商品等の引渡がなされないこと。
   ②商品等に破損・汚損・故障その他の瑕疵があること。
   ③その他商品等の販売について、加盟店に対して生じている事由があること。
2. 当社は、会員が前項の支払の停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。
3. 会員は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ上記事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、第2項の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合には資料を添付すること）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。
   ①売買契約等が会員にとって営業のためのものであるとき、または割賦販売法の適用がないもしくはその適用が除外されるとき。
   ②会員が2回払、分割払、ボーナス1回払、ボーナス2回払を指定した場合で1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
   ③会員がリボルビング払を指定した場合で1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。
   ④その他会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
6. 会員は、当社がショッピングの支払金の残額から第1項による支払停止額に相当する金額を控除して請求したときは、控除後のショッピング利用代金の支払を継続するものとします。

第三章　＜キャッシング・カードローン条項＞

第 41 条（キャッシング利用可能枠設定契約および融資要領）

1. 次項および第 4 項に基づきキャッシング利用可能枠を設定された会員は、キャッシング利用可能枠の範囲内で、下記のいずれかの方法により、当社に対してキャッシング（金銭の借入）を申込むことができ、当社がこれを承諾して融資金を貸し付けた場合には、当社に対し、本条に定めるところにより当該融資金と当該融資金に対する利息を支払うものとします。
   ①会員が当社の指定する現金自動支払機等（以下「CD・ATM」という）にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力するとともに、所定の操作をする方法。
   ②会員が券面に表示された国際ブランドと提携した海外の取扱金融機関等で所定の手続きをする方法。
   ③その他当社所定の方法。
2. キャッシング利用可能枠設定契約は本人会員が当社所定の方法により申込み当社が適当と認めて応諾することにより成立します。また、契約期間は応諾日からカードの有効期限までとし、カードの有効期限の更新により自動継続するものとします。ただし、当社が必要と認めた場合（本人会員が第 27 条第 2 項各号のいずれかに該当した場合を含む。本条第 7 項ならびに次条第 2 項および第 3 項において同じ）には、いつでもキャッシングの機能を停止させることができ、会員資格を失ったときは、キャッシング利用可能枠設定契約は当然に終了するものとします。
3. キャッシングによる融資金は 1 回 1 万円単位（ただし、海外での利用の場合は券面に表示された国際ブランドあるいは当社が指定する現地通貨単位）とします。
4. キャッシング利用可能枠は、第 7 条のカード利用可能枠の範囲内で当社が定めるものとします。
5. キャッシングの利息は、融資金に対し年 17.95% 以下（年 365 日の日割計算）の割合とし、利用日の翌日から支払日までの期間について計算されるものとします。なお、当社は、別途当社所定の利率を適用することができるものとし、会員に通知するものとします。
6. キャッシングの融資金は、毎月の締切日までの融資金と当該融資金に対する利息との合計額を、翌月の支払期日に第 9 条の定めにより支払うものとします。
7. 当社が必要と認めた場合は、当社はいつでも利用可能枠、利用方法、融資金額等を変更し、あるいは新たな融資を中止できるものとします。
8. 会員は、当社所定の方法により、キャッシングによる融資金の残額全部を一括して繰上げ返済することができるものとします。返済日が融資日当日の場合、会員は 1 日分の利息を支払うものとします。
9. 本人会員はキャッシングの支払金の支払を遅滞した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払元金に対し、また期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の翌日から完済日に至るまで、キャッシングの残債務元金全額に対し、年 19.90%（年 365 日の日割計算。ただし、会員が海外で利用したキャッシングについては、年 6.00%）の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 42 条（カードローン融資可能枠設定契約および融資要領）

1. カードローン融資可能枠設定契約
   次項および第 3 項に基づきカードローン（以下本条において「ローン」という）の融資可能枠を設定された本人会員は、その可能枠の範囲内で、当社に対して日本国内において繰り返し融資を申込むことができ、当社がこれを承諾して融資金を貸し付けた場合には、当社に対し、本条に定めるところにより当該融資金と当該融資金に対する利息を支払うものとします。
2. 契約期間
   カードローン融資可能枠設定契約は、本人会員が当社所定の方法により申込み当社が適当と認めて応諾することにより成立します。また、契約期間は応諾日からカードの有効期限までとし、カードの有

効期限の更新により自動継続するものとします。ただし、当社が必要と認めた場合には、いつでもローンの機能を停止させることができ、会員資格を失ったときは、カードローン融資可能枠設定契約は当然に終了するものとします。

3. 融資可能枠

ローンの融資可能枠は、当社が定めるものとし、必要と認めた場合には、いつでもカードローン融資可能枠設定契約における融資可能枠、融資方法、融資金額等を変更し、新たな融資を中止し、あるいは本人会員に対し連帯保証人を立てることを請求できるものとします。

4. 融資方法

(1) 会員は、当社の指定する現金自動支払機等（以下「CD・ATM」という）にカードを挿入し、予め当社に届け出た暗証番号を入力するとともに、所定の操作をする方法により、その場でローンの融資を受けることができます。

(2) 会員は、その他当社が別途定める手続によっても融資を受けることができ、この場合にも本条が適用されるものとします。

(3) いずれの方法により融資を申し込む場合も、その都度当社が融資の可否を審査することができるものとし、その結果融資を受けられず、または申込金額から減額された融資を受けても、会員は異議のないものとします。

(4) ローンの1回の融資金額は、1万円以上1万円単位とし、融資可能枠の範囲内で、繰り返し融資を受けることができます。ただし、当社が別途定める、本項(1)以外の融資方法による借入の場合は、1回あるいは1日の融資金額が制限されることがあります。

5. 返済開始日

ローンの返済開始日は、会員規約第9条において会員が指定するところにより、以下のとおりとします。

(1) 毎月5日に締め切る場合には、毎月5日までの融資実行分については翌月2日（当日が金融機関休業日である場合は翌営業日。以下同じ）、毎月6日から月末までの融資実行分については翌々月2日とします。

(2) 毎月20日に締め切る場合には、毎月20日までの融資実行分については翌月17日、毎月21日から月末までの融資実行分については翌々月17日とします。

6. 返済方法

(1) ローンの毎月の返済方法は、当社所定の方法により会員が指定した残高スライド方式または定額方式によるリボルビング払いとし、それぞれにボーナス併用払の設定ができるものとします。

(2) 毎月の返済金額

毎月の返済金額は、下記に定める方式およびコースのうちから当社所定の方法により会員が指定した方式およびコースに定める金額とします。ただし、利息が返済金額を上回った場合、発生した当該利息全額を返済金額とするものとします。

支払方式・コース		利用残高ごとの弁済金	
		10万円以下	10万円超10万円毎の加算金額
残高スライド方式	Aコース	5,000円	5,000円
	Bコース	10,000円	5,000円
	Cコース	10,000円	10,000円
	Dコース	15,000円	15,000円
	Eコース	20,000円	20,000円
定額方式		5,000円以上5,000円単位で任意の金額（当社所定の場合は、これと異なる金額となります。）	

※当社所定の場合または会員からのコース選択がない場合は残高スライド方式のAコース等所定の支払コースによるお支払いとなります。

(3) 返済金の支払方法

毎月の返済金額には、本条第7項による利息が含まれるものと

し、第 9 条に従い支払うものとします。

7. 利率および利息計算

(1) 本人会員は、第 9 条に定める毎月の締切日（5 日または 20 日）におけるローンの融資残高に対し、年 17.95% 以下（年 365 日の日割計算）の割合による利息を支払うものとします。なお、当社は、別途当社所定の利率を適用することができるものとし、会員に通知するものとします。

(2) 本人会員は、金融情勢その他諸般の事情の変化により、利率（遅延損害金率を含む）が変更されても異議ないものとします。この場合、変更後の利率の適用日における融資残高全額に対して変更後の利率が適用されることについても会員は異議がないものとします。

(3) ローンの利息計算は、本項 (1) の約定利率に従い、1 年を 365 日とする日割計算の方法により、以下の期間について行うものとします。

①既存の残高については、支払日の翌日から次回支払日までの日数。

②新規融資分については、融資日の翌日から初回支払日までの日数。

8. 遅延損害金

本人会員は、ローンの融資金の返済が遅延した場合は遅延した元金に対し、また本人会員が期限の利益を喪失した場合は残債務元金全額に対し、いずれの場合もその翌日から完済日まで年 19.90%（年 365 日の日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとします。

9. 繰上げ返済

(1) 本人会員は、第 6 項による返済の他、次の方法で随時に繰上げて返済することができるものとします。この場合の利息は第 7 項 (1) に従い、年 365 日の日割計算とします。なお、新規融資分で初回支払日の到来していない融資残高については、当社の事務処理の都合上、繰上げ返済できない場合があります。

①全額返済

残債務元金全額と返済日までの利息をあわせて、当社所定の方法により支払うものとします。

②一部返済

予め当社に通知し、当社の承認を得た繰上げ返済希望金額を、当社所定の方法により支払うものとします。

(2) 後日の精算手続

本人会員が繰上げ返済をした場合、当社の事務の都合上返済期日に当月分の口座振替手続がなされることがあります。この場合、本人会員は、後日当社所定の方法により引き落とされた金額につき精算手続をとることに、予め同意するものとします。また、繰上げ返済を行った場合、当社所定日に支払金額が計算されるものとします。

10. 契約内容の変更

本人会員が融資可能枠、返済方法等の変更を希望する場合は、当社所定の方法により申し込み、当社が適当と認めた場合に変更できるものとします。

11. ローンの利用中止

本人会員が、ローンの利用を中止する場合は、当社所定の方法により当社に届出るものとします。この場合、当社が求めたときは本条に基づく残債務全額を一括して支払うものとします。

第 43 条（所得証明書類等の提出）

1. 会員は、当社が源泉徴収票等の資力を明らかにする書面又は当該書面の写し（以下「所得証明書類」という）および本人確認書類の提出を求めた場合は、当社所定の期間内に当該書類を提出するものとします。なお、会員は、書類の提出に関して以下の内容に同意するものとします。

①提出された所得証明書類の内容を確認し、返済能力・支払能力の調査に使用すること。

②提出された所得証明書類、本人確認書類等は返却できないこと。

③会員が当社所定の期間内に提出に応じない場合、あるいは当該書面の内容および返済能力・支払能力の調査結果により、キャッシング又はカードローンの利用を停止ならびに利用可能枠、融資可能枠を減額することがあること。
④返済能力調査結果が記録されることおよび所得証明書類等が保管されること。

2. 会員は、当社が求めたときは、勤務先等の情報について当社所定の期間内に確認に応じるものとします。

― カードローン等の利用に関する書面の交付等に関する規定 ―

第１条（カードローン等の利用に関する書面の承諾）
会員は、当社が適当と認めた日より、キャッシング、カードローンを利用した場合、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した書面を郵送等の方法により送付することができること、貸付の際に記載事項を簡素化した書面（書面送付後に会員が新たに貸付・返済を行った場合、返済期間・返済回数等は、変動します）を交付することができることを予め承諾するものとします。ただし、個別の書面送付を希望する場合、この限りではありません。

第２条（貸付けの契約に関する勧誘）
会員は、当社が貸付けの契約に関する勧誘を行うことに同意するものとします。なお、会員が同意の撤回を当社に申し出た場合、当社は、会員の希望する期間（希望が確認できない場合、当社所定の期間）宣伝印刷物の送付等、勧誘を停止する措置をとります。

― インフォメーション事項 ―

＜ご相談窓口＞

1. 購入された商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. クレジットカードに関連するサービス内容等のお問い合わせについては、下記の当社カスタマーサービスセンターまでお願いいたします。
3. 支払い停止の抗弁に関する書面（第 40 条第 4 項）の請求、その他本規約についてのお問い合わせ等については、下記の当社お客様相談窓口までご連絡ください。

【カスタマーサービスセンター　インフォメーションデスク】
〒135-0016
東京都江東区東陽 6-3-2　イースト 21 タワー
［ 東　京 ］ TEL 03-5617-2500
［ 名古屋 ］ TEL 052-239-2500

【お客様相談窓口】
〒451-6014
名古屋市西区牛島町 6-1　名古屋ルーセントタワー
［ 東　京 ］ TEL 03-5617-2533
［ 名古屋 ］ TEL 052-239-2533

― 個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定 ―

第１条（カード取引にかかる個人情報の取扱い）

1. トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）は、カードの入会申込および入会後の取引等に際して適正に取得した入会申込者（家族会員申込者を含む。以下同じ）および会員（以下両者を「会員等」という）の個人情報を、カード取引を通じた会員へのよりよいサービス提供のために、本規定に定めるところに従い収集・利用・提供および登録を行うものとします。
2. 当社および当社から個人情報の提供を受ける各企業は、会員等の意に反する個人情報の取扱防止と会員等のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。
3. 会員等は、自己の個人情報の取扱いに関し、本規定に定める内容に同意するものとします。

第２条（与信等にかかる収集・利用、預託）

1. 当社は、本契約（本申込を含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断、与信後の管理および本人特定ならびにカードサービス提供業務のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を保護措置を講じた上で収集・利用します。

①属性情報
会員等が所定の申込書に記載する等により申告した会員等の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、その他連絡先、メールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、年収状況、アンケート欄への回答内容等（本契約締結後に会員等から通知を受ける等により当社が知り得た変更情報を含む。以下同じ）

②契約情報
カードの区分、申込日、入会日、入会店舗、会員番号、保有カードの状況、ポイントの残高・還元実績等の契約内容に関する情報

③取引情報
カードの利用件数、利用金額、購入商品・利用サービスの種類区分、利用加盟店の業種区分等のカード利用の概況に関する情報

④支払情報
本契約に関する会員の利用残高、月々の返済状況

⑤支払能力情報
会員等の支払能力を調査するために必要な情報で、会員等が申告した会員等の資産・負債・収入・支出ならびに当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、またこれらの情報を電話等により記録した情報

⑥本人特定事項確認情報
犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、会員等の運転免許証、パスポート、住民票等によって本人特定事項の確認を行う際に収集した情報

2. 前項の収集・利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で会員等の個人情報を預託します。

第３条（各種サービス実施にかかる利用）

当社は、下記の目的のために属性情報、契約情報および取引情報を利用します。

①当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取り扱う商品・サービス等について、宣伝印刷物の送付・ｅメールの送信等の方法によりご案内すること。

②当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発および営業活動のため。

③提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・ｅメールの送信等による商品等のご案内、市場調査および営業活動のため。

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ等に記載し、お知らせしております。
トヨタファイナンス https://www.toyota-finance.co.jp/

第４条（個人信用情報機関への照会および登録・利用）

1. 当社は、会員等の支払能力・返済能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員等および当該会員等の配偶者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）または貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に基づく支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当該個人情報を利用します。
2. 会員等の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されます。

登録情報	登録期間
①本規定に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から６ヶ月間
②本規定に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後５年以内
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後５年間

3. 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

記

○株式会社シー・アイ・シー（ＣＩＣ）
（割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15階
TEL（ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ）0120-810-414
https://www.cic.co.jp/
※（株）シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧下さい。

4. 当社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

記

○全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
TEL 03-3214-5020
https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。同情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同情報センターが開設しているホームページをご覧下さい。
○株式会社日本信用情報機構
（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号
住友不動産上野ビル５号館
TEL（ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ）0570-055-955
https://www.jicc.co.jp/
※（株）日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧下さい。

5. 当社が加盟する個人信用情報機関に登録する個人情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名およびその数量／回数／期間、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況となります。
6. 個人信用情報機関の業務内容等についての詳細は、各機関のホーム

ページで公表しております。

第５条（提携企業への提供・共同利用）

1. 当社は、クレジットカードに関連する各種提携サービスを提供するため、個人情報の保護措置を講じた上で、本規定末尾記載の企業（以下、「共同利用会社」という）と会員等の属性情報を共同利用します。
2. 本規定の有効期間中に情報の提供・利用先（以下「情報提供先」という）が新たに追加された場合には、会員等に別途書面により通知し、同意を得るものとします。

第６条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当社および第４条で記載する個人信用情報機関ならびに第５条で記載する共同利用会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
   ①当社または共同利用会社に開示を求める場合には、第９条記載の窓口に連絡して下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページでお知らせしております。
   （URL）https://www.toyota-finance.co.jp/
   ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第４条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。
2. 前項の場合、会員等は本人であることを証明するための書類（自動車運転免許証、パスポート等）を提示する等、開示請求先所定の手続に従うとともに、開示請求先所定の手数料を負担します。
3. 開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第７条（本規定に不同意の場合）

1. 当社は、会員等がカード入会契約に必要な記載事項（申込書に会員等が記載すべき事項）を記載できない場合および本規定の内容を承認できない場合、カード入会契約をお断りすることがあります。ただし、本規定第３条および第５条（第１項の共同利用を除く）に同意しないことを理由に当社がカード入会契約をお断りすることはありません。
2. 会員等が、第３条および第５条に同意しない場合、当社は第３条および第５条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。ただし、第５条の共同利用およびご利用明細書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。
3. 前項に該当する場合、第３条および第５条に記載した利用目的に関連して会員等に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、会員等は予め了承します。

第８条（個人情報の提供・利用の中止の申出）

本規定第３条および第５条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第３条に基づく当社での利用および第５条に基づく当社から情報提供先への提供を中止する措置をとります。ただし、第５条の共同利用およびご利用明細書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。

第９条（個人情報に関するお問い合わせ先）

宣伝印刷物の送付等の中止、提供先企業への個人情報の提供中止および個人情報の開示・訂正・削除の請求について、その他会員等の個人情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記の当社お客様相談窓口までお願いします。なお、当社では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。

［対応部署］お客様相談窓口
［住 所 等］〒451-6014
名古屋市西区牛島町 6-1　名古屋ルーセントタワー
［東　京］ TEL 03-5617-2533

［名古屋］ TEL 052-239-2533

第10条（カード入会契約の不成立、退会等の場合）

1. カード入会契約が不成立の場合は、第2条及び第4条第2項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。
2. 退会等により会員でなくなった場合、第2条及び第4条第2項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

第11条（本規定の変更）

1. 本規定は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
2. 本規定のうち、取り扱う個人情報の内容、個人情報の収集・利用の目的、情報提供先への提供・利用について変更が生じた場合は、会員等に通知し、同意を得るものとします。
3. 前項以外の事項について変更が生じた場合は、必要に応じ会員等に通知するものとします。

＜共同利用会社＞

本規定第5条第1項に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○トヨタ自動車株式会社

〒471-8571

愛知県豊田市トヨタ町1番地

［目　　的］ＧＡＺＯＯ等の各種Ｗｅｂ関連サービスの提供

― 「フレックスペイ」特約 ―

第1条（総則）

本特約は、トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）が提供する「フレックスペイ」の利用について定めたものです。当社は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード（以下「本カード」という）の会員で、本特約を承認のうえ、所定の方法により申込みをし、当社が適当と認めた方（以下「特約会員」という）に、本特約に定める「フレックスペイ」（以下「本サービス」という）を提供します。なお、本特約で使用する用語の意味は、特に指定のない限り、本カードの会員規約（以下「会員規約」という）において定義した内容に従うものとします。

第2条（ショッピング利用代金の支払区分等）

1. 本条において「指定金額」とは、カード利用の際に1回払いおよびリボルビング払いを指定した（指定を行わなかったことにより1回払いとされた場合を含む。）ショッピング利用代金を含む毎月の支払額として特約会員が当社所定の方式により1万円以上5千円単位で指定した金額または所定の締切日における本サービスに係るカード利用残高（以下「本サービス利用残高」という）全額を言います。「指定金額」には、第3条に定める手数料が含まれるものとします。ただし、特約会員は「指定金額」がカード割賦利用可能枠に応じた当社の判断により変更になる場合があることを予め承諾するものとします。
2. 特約会員の本サービスに係るカード利用代金（以下「本サービス利用代金」という）の支払方式は、会員規約の規定にかかわらず、所定の支払日に支払うべき本サービス利用代金が「指定金額」の範囲内の場合は一括払いとし、「指定金額」を超えた場合における当該超過額については「指定金額」によるリボルビング払いとします。ただし、本サービス利用代金が、カード割賦利用可能枠を超過した場合は、当該超過額を直ちに一括して支払うものとします。
3. 前二項にかかわらず、支払日において第3条に定める手数料額として支払うべき金額が、「指定金額」を上回った場合には、特約会員は、「指定金額」ではなく、当該支払日に支払うべき手数料額全額を支払うものとし、特約会員はこれを予め承諾するものとします。
4. 当社が定める一部のカード利用代金とその他の費用については、「指定金額」の範囲内か否かにかかわらず、所定の支払日に1回で支払うものとします。

5. 特約会員は、「指定金額」を変更する場合には、毎月の締切日に応じて当社が定める時期までに当社所定の方法により申し出るものとし、当該申出を当社が適当と認めた場合に限り、当該締切日以降における「指定金額」の変更が行われるものとします。

第３条（手数料の計算および支払い）

特約会員は当社に対し、本サービスの手数料として、会員規約に定める毎月の締切日における本サービス利用残高に対して、月利方式によって会員規約に定めるリボルビング払いの手数料率を乗じた額を支払うものとします。ただし、毎月の締切日における本サービス利用残高のうち、当該締切日が本カードの利用日から起算して最初に到来する残高については、当該締切日が属する月の翌月の支払日までの期間は手数料計算の対象としません。

第４条（本サービスの解除）

本サービスの利用を取り止める場合は、当社所定の方法で本特約を解約する旨の申し出を行うものとします。この際、本サービス未決済残高がある場合には会員が指定するリボルビング払いの方式・コースにて支払うものとします。ただし、会員から何ら指定がない場合は、当社所定の方式・コースとします。

第５条（本サービス専用カード）

本カードのうち、当社が定めるカードについては、会員規約に定める１回払いおよびリボルビング払いが適用されず、第４条を除く本特約が有効となります。

第６条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

― フィールポイントサービス規定 ―

第１条（規定の目的）

1. 本規定は、株式会社フィールコーポレーション（以下「フィール」という）とトヨタファイナンス株式会社（以下「当社」といい、フィールと当社を併せて「両社」という）との提携により発行するクレジットカード（以下総称して「カード」という）において、会員のカードショッピング等の利用に応じてフィールがカードの本人会員に対してポイントを付与し、獲得したポイント数に応じた特典を提供する制度（以下「ポイントサービス」という）の内容および特典を受けるための条件に関する基本的事項を定めるものです。
2. フィールは、必要と認めたときはいつでも、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、フィールまたは当社は予めまたは事後に、フィールまたは当社のＷＥＢサイトに公表する方法その他の相当な方法によって本人会員にお知らせします。
3. ポイントサービスの特典内容、諸手続に関する詳細は、別途当社が発行する「ご利用のしおり」その他の書面等（以下「利用ガイド等」という）により案内するところによります。
4. カードに関し、本規定に定めのない事項については、カード会員規約（以下「会員規約」という）が適用されるものとします。

第２条（ポイントサービスによる還元）

1. 本人会員は、本規定および利用ガイド等の定めるところに従い、所定の申請を行うことにより、本人会員の選択するコースに応じてフィールから所定の還元を受けることができます。還元の内容は、本人会員が選択した還元コース、カードによるショッピングの利用代金等（以下「カード利用代金等」という）および両社が別途指定する特定の取引に応じてフィールから付与されるポイント（以下「ポイント」という）の残高により異なります。
2. カード会員資格を喪失した場合は、ポイントサービスを利用することはできません。

第３条（ポイントの付与対象）

カード利用にかかる取引であっても、キャッシング、カードローン、年会費、その他所定のものについては、ポイント付与の対象にならないものとします。

第４条（家族会員のカード利用代金）

家族会員のカード利用に基づくポイントは、本人会員によるカード利用とみなして本人会員にこれを付与するものとします。

第５条（ポイントの付与日）

ポイントは、会員規約に定めるところにより、当社所定の方法によって締め切られたカード利用代金等に応じて、当月内の所定日に付与されます。ただし、ボーナス１回払およびボーナス２回払の場合は、該当する当社所定の支払月における所定日に付与されるものとします。

第６条（ポイントの付与取消）

本人会員またはその家族会員の商品・役務等の購入の取消等により、ポイント付与の対象となるカード利用代金の全部または一部が取り消された場合は、取消額に応じたポイントも、フィール所定の方法により取り消されるものとします。

第７条（ポイントの計算）

ポイントは、会員規約に定めるところにより、当社所定の方法によって締め切られたカード利用代金等に応じて、次のとおり計算され、①②の合計ポイントが付与されるものとします。

①カード利用代金の合計額（100 円未満は切り捨て）に対して、200 円につきフィール所定の率を乗じて得られるポイント

②その他、両社が別途指定する特定の取引等に対してフィールが別途定めるポイント

第８条（ポイントの蓄積と有効期間）

本人会員は、ポイントの付与月から 24 ヶ月間、そのポイントを蓄積することができますが、当該期間を経過したポイントは、自動的に失効することになります。

第９条（本人会員へのポイントのご連絡）

第７条に基づき計算された今回のポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、当社所定のホームページまたは本人会員に送付される利用代金明細書上に記載されます。また、本人会員は電話その他所定の方法により当社に問い合わせることによって、随時にポイント残高を確認することもできます。

第 10 条（ポイントの還元申請の条件および手続等）

1. ポイントの還元申請をすることができるのは、申請の時点で会員資格を有している本人会員に限るものとします。
2. ポイントの還元申請にあたり、本人会員は、希望する還元内容に応じて還元コースおよび所定の還元ポイント数を指定するものとします。
3. 還元コースには、次のものがあり、その詳細については、利用ガイド等により案内されます。
   ①ポイントに応じて商品券・商品等で還元するコース
   ②上記①の他、フィールが設定してご案内するコース
4. 本人会員は、申請の時点で蓄積しているポイント数の範囲内で還元申請を行うものとします。蓄積されたポイント数を超えて還元申請がなされた場合、当該申請は無効となります。また、１ヶ月間に還元を申請できるポイント数には、利用ガイド等に定める上限があります。
5. 本人会員は、次の方法により還元申請を行うことができます。
   ①当社に対し所定の方法により還元申請用紙を請求し、当該用紙に必要な事項を記入して当社に提出する方法。
   ②上記の他、別途両社が定めて本人会員にご案内する方法。
6. 還元コースに応じた還元申請の条件および手続については、本規定の他、利用ガイド等により定めるところによるものとします。
7. 既に行った還元申請を取り消し、またはその内容を変更することはできません。

第 11 条（還元の決定）

1. フィールは、本人会員からの還元申請を受付けた後、所定の期間内に所定の審査を行い､その還元の可否を決定するものとします。
2. フィールは、所定の審査により、本人会員もしくはその家族会員が還元申請に関し不正・虚偽の行為をしたと認めた場合、または会員規約その他の規定を遵守していないと認めた場合には、当該本人会員への還元を拒否または留保することができます。この場合、本人会員にその旨通知されます。

第 12 条（還元の方法）

フィールは、前条に基づく還元決定に従い、本人会員の指定に基づき還元対象となったポイント残高を、次の各号のいずれかの方法により還元します。

①還元の種類が商品券・商品等である場合、会員の指定した商品券・商品等を、前条の還元の還元決定の時点で当社に登録されている会員の住所に送付する方法

②還元の種類が上記①以外である場合には、還元の種類に応じて別途フィールが定める方法。

第 13 条（公租公課）

ポイントサービスによる還元について公租公課が課せられる場合、本人会員は、当該公租公課を負担するものとします。

第 14 条（ポイントの消滅）

本人会員が、理由の如何を問わず、カード会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、全て自動的に失効するものとし、本規定またはポイントサービスにおける権利・義務の全ても自動的に消滅するものとします。

第 15 条（カードの切替）

本人会員がカードの種類を切替えた場合、切替時に有効であったポイントは、所定の手続により、切替後のカードのポイントとして引き続き有効とします。ただし、一部のカード切替においては、ポイントの引継ぎができない場合もあります。

第 16 条（フィールからの委託）

本人会員は、ポイントの付与・告知・照会・還元受付・還元実行に関する事務処理を、フィールからの委託に基づき、当社が行うことを予め承認するものとします。

第 17 条（ポイントサービスに関する疑義等）

1. 本人会員は、理由の如何を問わず、ポイントサービスにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。
2. ポイントの有効性、ポイント数、還元申請資格に関する疑義、その他ポイントサービスの運営に関して生ずる疑義は、フィールの決するところによるものとします。

第 18 条（終了・中止・変更等）

1. フィールは、予告なしに、いつでもポイントサービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、本人会員は予めその旨承認するものとします。
2. フィールは、第 7 条にいうフィール所定の率もしくは加算率を予告なしに、いつでも変更できるものとします。
3. ポイントサービスの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。

― 全明細ＷＥＢ確認特約 ―

第１条（全明細ＥＢ確認の内容）

1. 全明細ＷＥＢ確認（以下、「本確認」）とは、トヨタファイナンス株式会社（以下、「当社」）が、当社発行のクレジットカード等の利用にかかる毎月の利用代金明細および利用残高（以下、「利用明細等」）の書面での送付（法令に基づいて書面での交付が必要とされる場合を含む）を停止し、発行したカード等（一部の提携カードを除く）の保有者（以下、「本人会員」）が、自ら当社所定のホームページへログインのうえ利用代金明細等を確認することをいいます。
2. 本人会員は、本確認を利用して利用代金明細等にかかる情報の提供を受けることに同意するものとします。

第２条（明細ＷＥＢ確認の利用）

1. 本人会員は、本確認を利用するにあたっては当社所定の方法により、利用登録を行うものとします。また、本人会員は、利用代金明細等をパソコン等の端末に記録（保存）するものとします。
2. 本確認の利用に関わるホームページ閲覧用ブラウザ及び利用代金明細データの形式等の本確認の利用環境は、当社ホームページ（URL：https://tscubic.com/sitepolicy/）にて指定するものとします。なお、本人会員は、当社が事前告知なく本確認の利用環境を変更できることに、異議を唱えないものとします。
3. 当社は、本人会員が届け出た電子メールアドレスへ、利用代金明細の確定通知を送信します。但し、確定通知が正しく受信されないことがあった場合は、以降、確定通知を送信しない場合があります。
4. 利用代金明細等の確定時において次のいずれかに該当する場合、当社は、利用代金明細等を書面で送付をすることがあります。（１）法令等によって書面の送付が必要とされる場合（２）その他当社が利用代金明細等の書面での送付が必要と判断した場合

第３条（電子メールアドレス）

1. 本確認に利用する電子メールアドレスには、当社が不適切と認めたメールアドレスは登録できません。
2. 本確認に利用する電子メールアドレスは、正確に登録するものとします。
3. 本人会員は電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。
4. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、本人会員の責に帰すべき事由、本人会員が電子メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わなかった場合は、最終届出の電子メールアドレスにあてて当社が諸通知の内容を送信した時をもって本人会員に到達したものとみなします。
5. 当社は、本人会員の利用代金明細が確定された旨の通知が受信できないことにより、本人会員または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。

第４条（本確認の利用の中止等）

1. カード等の退会や、信用状況が著しく悪化した場合等において、通知なく本確認を利用することができなくなることがあります。この場合、当社は利用代金明細等を書面で送付するものとします。
2. 当社は、本人会員に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、本確認を中止もしくは終了し、または内容の変更ができるものとします。

第５条（書面での交付）

1. 本人会員が、本確認（規約・規定集に規定する「明細ＷＥＢ確認」を含む）の利用を希望せず、利用代金明細等を記載した書面での送付を希望する場合、当社所定の方法により届け出るものとします。

第６条（クレジットカード会員規約等の適用）

1. 本特約に定めのない事項については、本人会員の保有するカード等の規約・規定集を適用するものとします。

※規約・規定集に同意いただけない場合は、退会手続をとらせていただきますので、その旨お書き添えの上、カード利用前にカードを切断し利用不能の状態にして当社へご返却下さい。

（取扱カード会社）
トヨタファイナンス株式会社
貸金業登録番号：東海財務局長（12）第 00172 号
本　社　：〒451-6014 愛知県名古屋市西区牛島町 6 番 1 号

2024 年 2 月版

1610721